



那智勝浦町議会



モントレーパーク市との国際姉妹都市交流

DATA 資料編

那智勝浦町長期総合計画審議会設置条例

昭和45年7月8日
条例第14号改正 平成7年3月14日条例第2号 平成17年12月16日条例第26号
(設置)

第1条 那智勝浦町長期総合計画の策定に関する重要な事項を調査審議するため、那智勝浦町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて那智勝浦町の総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が任命する委員で組織する。

- (1) 学識経験を有する者 若干名
 - (2) 各種団体の代表 若干名
 - (3) 町及び町教育委員会等の職員 若干名
- (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任規定)

第8条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月14日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月16日条例第26号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

諮問書

那総企第390号
平成27年2月2日那智勝浦町長期総合計画審議会
会長 森川 起安 殿

那智勝浦町長 寺本 眞一

那智勝浦町第9次長期総合計画について（諮問）

那智勝浦町長期総合計画審議会設置条例（昭和45年7月8日条例第14号）
第2条の規定に基づき、平成28年度から平成32年度までの第9次総合計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

答申書

平成28年1月28日

那智勝浦町長 寺本 眞一 殿

那智勝浦町長期総合計画審議会
会長 森川 起安

那智勝浦町第9次長期総合計画について（答申）

平成27年2月2日付け那総企第390号で諮問のあった那智勝浦町第9次長期総合計画について、本審議会において慎重審議の結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、「着実にわがらで創る笑顔のまち」実現のためには、今まで以上に町民の参加と協力が不可欠と考えます。このことから、以下に掲げる各部会からの意見に配慮したうえで、積極的に施策の展開がなされることを期待します。

- 1 本町の進むべき明確なビジョンを町民に示し、まちづくりに欠かすことのできない人材の育成と、官民や産業・分野の枠組みを越えた様々な連携を強固にしていきたい。
- 2 第8次・第9次長期総合計画の進捗状況の検証を行い、検証結果を今後の施策に活かしていただきたい。併せて、その結果を町民に周知していただきたい。
- 3 地方創生については、総合戦略を確実に実行し、当町の特色を活かしたまちづくりをしていただきたい。

那智勝浦町長期総合計画審議会委員名簿

	氏 名	備 考
(公募)	山本 貞夫	総務部会長
	藤社 和美	厚生部会長
	峰 武久	
	三隅 盛弘	
	阪口 圭一	
	小阪三喜子	
	南 沙余	
	鈴木 斉子	
	濱田 光相	
	定山 剛士	
	大西 俊介	
	石橋 紀裕	
(団体代表)	みくまの農業協同組合	会長代理
	那智勝浦町森林組合	
	那智勝浦町水産振興会	
	那智勝浦町社会福祉協議会	
	那智勝浦町区長連合会	
	那智勝浦町建設業組合	
	那智勝浦町観光協会	経済建設部会長
	南紀くろしお商工会	会長
	那智勝浦町消防団	
(町代表)	副町長	
	教育長	
	植地 篤延	
	森 崇	

第9次長期総合計画策定の経過

平成27年 2 月	長期総合計画審議委員委嘱
平成27年 2 月	第9次長期総合計画について諮問
平成27年 2 月	長期総合計画 第1回審議会開催
平成27年 2 月	委員アンケート実施
平成27年 2 月～ 3 月	住民アンケート実施
平成27年 4 月	長期総合計画 第1回専門部会開催（総務部会）
平成27年 4 月	長期総合計画 第1回専門部会開催（厚生部会）
平成27年 4 月	長期総合計画 第1回専門部会開催（経済建設部会）
平成27年 4 月	各部局より資料提出
平成27年 4 月	各課ヒアリングの実施
平成27年 4 月	各種団体より資料提出
平成27年 6 月	長期総合計画 第2回専門部会開催（総務部会）
平成27年 6 月	長期総合計画 第2回専門部会開催（厚生部会）
平成27年 6 月	長期総合計画 第2回専門部会開催（経済建設部会）
平成27年 6 月	長期総合計画 第1回専門部会開催（総合部会）
平成27年 6 月	長期総合計画 第2回審議会開催
平成27年 8 月	長期総合計画 第3回専門部会開催（総務部会）
平成27年 8 月	長期総合計画 第3回専門部会開催（厚生部会）
平成27年 8 月	長期総合計画 第3回専門部会開催（経済建設部会）
平成27年 9 月	長期総合計画 第4回専門部会開催（総務部会）
平成27年 9 月	長期総合計画 第4回専門部会開催（厚生部会）
平成27年 9 月	長期総合計画 第4回専門部会開催（経済建設部会）
平成27年11月	長期総合計画 第5回専門部会開催（総務部会）
平成27年11月	長期総合計画 第5回専門部会開催（厚生部会）
平成27年11月	長期総合計画 第5回専門部会開催（経済建設部会）
平成27年12月	長期総合計画 第3回審議会開催
平成27年12月	パブリックコメントの実施
平成28年 1 月	長期総合計画 第4回審議会開催
平成28年 1 月	長期総合計画 第5回審議会開催
平成28年 1 月	長期総合計画答申

第 9 次 那智勝浦町 長期総合計画

平成 28 年 3 月発行
発 行 和歌山県那智勝浦町
〒 649-5392
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地 7 丁目 1 番地 1
T E L : 0735-52-0555
F A X : 0735-52-6543
策定協力・印刷 (株) 日本出版